

無害化処理認定施設の処理対象範囲等について

1. 現行の処理対象範囲について

平成 18 年環境省告示第 98 号（平成 21 年改正）

- 一 廃ポリ塩化ビフェニル等（電気機器又は OF ケーブル（ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又は OF ケーブルを除く。）に使用された絶縁油であって、微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたもの（以下「微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油」という。）が廃棄物となったものに限る。）
- 二 ポリ塩化ビフェニル汚染物（微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったものに限る。）
- 三 ポリ塩化ビフェニル処理物（前二号に掲げる廃棄物を処分するために処理したものに限る。）

2. 処理対象範囲について

(1) 実証試験の結果から、無害化処理認定施設での処理対象物をどのように拡充することが可能か。

- ① 平成 21 年度から微量 PCB 汚染廃電気機器等以外の PCB を含む廃棄物について、試験試料の PCB 濃度を数百 mg/kg、数千 mg/kg 程度と段階的に上げて試験を行ってきた。
- ② その結果、いずれの実証試験においても、PCB を安全かつ確実に処理できることが確認されたことから、PCB 濃度が 5,000mg/kg 以下のものを無害化処理認定施設における処理対象物としてはどうか。
 - ▶ なお、認定申請の書類として、実証試験の結果を添付することとなるが、個別の認定施設においては、実証試験により安全かつ確実に処理できると確認された濃度の範囲内での処理を行うものとする。
- ③ 汚泥、廃活性炭、紙くず、繊維くず、廃プラスチック類などの廃棄物の種類による処理困難性は特に認められていない。
- ④ 産業廃棄物の種類としては、トランス等のパッキン（ゴムくず）、試験試薬びん（ガラスくず）等があるが、上記の結果を踏まえれば、これらについても、付着している PCB は問題なく処理できると考えられる。（廃アルカリについては、現在、実証試験を実施中）

- ⑤ J E S C O の処理物（J E S C O において一定の濃度まで洗浄した紙、木等）についても実証試験において安全かつ確実に処理できることが確認された。
- ⑥ 実証試験の結果から、処理する廃電気機器の構造や、廃棄物の状態（通気性など）が重要であると考えられる（例えば、O F ケーブルのようなケース）。
 - このため、個別の無害化処理認定施設においては、実証試験の結果により安全かつ確実に処理することができるという説明が可能な範囲の P C B 汚染物を対象に処理を行うものとする。

（2） 維持管理について

維持管理においては、どのような点に留意することが必要となるか。

- ① 活性炭については、炉の形式等を考慮し、投入量や混焼物を適切に管理するよう留意する。
- ② P C B 廃棄物を炉に投入する場合には、容器に入れるなどして、P C B の揮散の防止を図る。
- ③ 受け入れる廃棄物の P C B 濃度を把握し、上限値（5,000mg/kg）に対してある程度の余裕をもって受け入れる。

（3） 測定方法について

- ① 告示 192 号（※）においては、溶出量試験等についての規定しかないものがあるため、含浸物（紙、木等）や、成分として混入した物（廃プラ等）の含有量を測定する方法を検討する必要がある。

※特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法（平成 4 年厚生省告示 192 号）

3. 産業廃棄物処理施設の技術上の基準について

廃棄物処理法施行規則 第12条の2第5項

- 一 次の要件を備えた燃焼室が設けられていること。
- イ 燃焼ガスの温度が摂氏八百度（令第7条第12号に掲げる施設にあつては、千百度）以上の状態で産業廃棄物を焼却することができるものであること。
- ロ 燃焼ガスが、摂氏八百度（令第7条第12号に掲げる施設にあつては、千百度）以上の温度を保ちつつ、二秒以上滞留できるものであること。

令第7条第12号

十二 廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設

- ① 実証試験においては、微量PCB汚染絶縁油について、850℃以上でも安全かつ確実に処理できることを確認している。
- ② このため、微量PCB汚染絶縁油に限り、産業廃棄物処理施設の許可要件を850℃以上に改正してはどうか。